

名桜大学環太平洋地域文化研究所特定研究助成採択内規

(平成29年5月24日制定)

(趣旨)

第1条 名桜大学環太平洋地域文化研究所は、地域に根ざした研究所として地域のニーズに合った課題発掘とその支援を主たる目的として、特定研究の助成を行う。

(助成対象)

第2条 この助成制度の研究代表者は本学の専任教員とする。

(研究課題)

第3条 研究所運営委員会が、研究課題を決定する。

(研究期間)

第4条 研究期間は1年を原則とするが、同一課題についての継続の助成申請は次年度まで可能とする。

(研究助成額)

第5条 研究1件当りの助成金額は年間100万円を限度とする。

(選考)

第6条 所員から助成申請された研究課題の審査は、環太平洋地域文化研究所運営委員による無記名の採点によって行い、教育研究審議会で決定する。必要に応じて所長が関連分野の研究者に諮問を求めることができる。この際、採点者が申請者を特定できないように配慮する。また、運営委員自身が研究助成を申請している場合（共同研究者となっている場合を含む）は、その運営委員は当該研究課題の採点を行わない。

2 採点は以下の7項目について各6点満点で行う。また、採点の他、各項目に関してコメントを付記することができる。

- (1) 研究目的（研究目的が明確に説明されているか）
- (2) 研究の貢献度（地域のニーズに合っており、または大学および地域の発展に貢献できるか）
- (3) 研究計画・方法（実現可能な研究計画が適正に立てられているか）
- (4) 研究経費の明細（目的の達成に向けた適正な使途か）
- (5) 10万円以上の備品を必要とする場合、研究申請の段階でその必要性について説明を要する
- (6) 研究の学際性（ひとつの専門分野に拘らず複数の専門分野に跨る研究か）
- (7) 外部研究者との連携度（やんばる地域に関する研究者間のネットワークの構築）

3 各研究課題について、各項目への各採点者による採点のうち最高点と最低点を除外したもののから項目ごとの平均得点を算出し、それらを合計する。この合計得点の最も高い研究課題から順に採択する。

(採択後の条件)

第7条 研究成果報告書を翌年度4月第2週までに提出すること。報告書には研究計画達成度および研究費執行の適切性についての評価も含めて記載する。

(助成金の執行)

第8条 研究課題が採択された者は、原則として助成年度の9月末日までに助成金額の20%以上を執行しなければならない。また、助成金の使途については名桜大学個人研究費の手続きに関する内規に準ずる。

2 当初の研究課題に予定されていない研究費の執行については、その根拠を明示し研究所長の承認を得なければならない。

(研究の成果発表及び公表)

第9条 助成を受けた研究による成果については助成翌年度の環太平洋地域文化研究所研究発表会で発表し、同研究所紀要に助成期間終了後2年以内に投稿しなければならない。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、環太平洋地域文化研究所運営委員会で審議し、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成29年5月24日より適用する。

附 則

この規則は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。